

学校への不審者侵入時の 危機管理マニュアル

文部科学省

『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』の構成

〔内 容〕

- チェック 1 「不審者かどうか」
- 対 応 1 「退去を求める」
- チェック 2 「危害を加える恐れはないか」
- 対 応 2 「隔離・通報する」
- 対 応 3 「子どもの安全を守る」
- チェック 3 「負傷者がいるか」
- 対 応 4 「応急手当などをする」
- 対 応 5 「事後の対応や措置をする」

○日常の備えなどについては、関連する各項目で簡潔に解説

〔参 考〕

- ① 学校における犯罪の発生状況
- ② チェックリストの一例
- ③ 日頃からの危機管理体制の整備
- ④ 連携を図った安全対策例
- ⑤ 記録の重要性及び記録用紙の例
- ⑥ 心のケア
- ⑦ 教職員の共通理解と訓練の重要性
- ⑧ 不審者侵入事件に関わる教育委員会の役割
- ⑨ 学校での事件・事故など緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例
- ⑩ 安全マップの作成

作成協力者名簿

本資料の活用について

本資料「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」は、次のような方針や経過で作成しています。

- 学校への不審者の侵入防止と侵入した際の幼児児童生徒の犯罪被害の防止に焦点を当てた内容とする。
- 学校安全に関する参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成13年 文部科学省）等にした安全管理の内容をもとに、全国的な視野から各学校での具体的な対応の参考となる内容とする。
- 作成に当たっては、諸外国の学校の安全管理の状況、学校施設の安全管理に関する調査研究の成果、各学校での緊急対策例、大阪教育大学教育学部附属池田小学校からの報告及びご遺族の意見等を参考として、学識経験者等の協力を得る。
- 簡潔で、分かりやすく、見やすい内容・構成とし、各学校・地域の実情等に応じて活用しやすいように表現する。

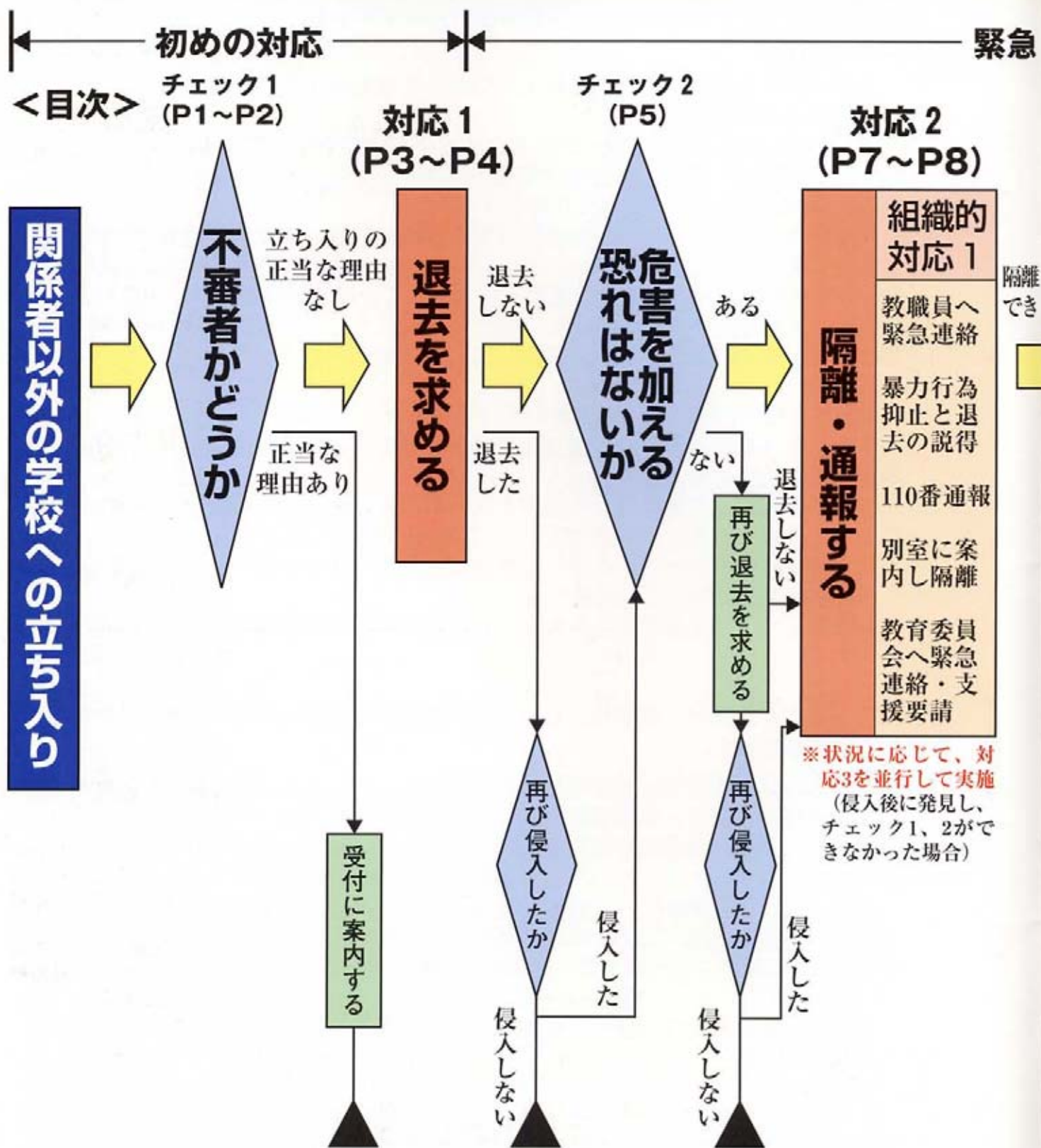
この方針等を受け、次のようなことに留意して作成しました。

- 学校における不審者への緊急対応の例をフローチャートで表現し、一見して分かるように整理する。
- 不審者の侵入防止等に関して必要と思われる事項を、時間の経過を念頭に置きながら、チェック1～3及び対応1～5に便宜上整理する。
- 目次（フローチャート）に示した事項は、解説で要点を述べ、事前に備えておくべき事柄などについても掲載する。
- 参考として、日常及び緊急事態発生時の記録や体制の整備などについても解説する。

このようなことを受け、各学校においては、次のような点に留意して本資料の活用を図ることが必要です。

- 学校における不審者への緊急対応の例（フローチャート）及び解説等を参考に、幼児児童生徒（以下、本資料において「子ども」という。）の実態、障害の状況、発達段階、学校・地域の特性や実情に即して、各学校における対応の方法を工夫する。
- 特に、日常の安全確保、学校周辺や地域における不審者の情報がある場合の安全確保、不審者の侵入防止、敷地や校舎内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、訓練の実施等による習熟や改善を通して、各学校において機能する独自の危機管理マニュアルを作成する。
- その際、施設設備等の状況も勘案し、家庭や地域の関係機関等の協力を得るよう努力する。
- また、不審者の侵入などの緊急時の対応だけでなく、併せて、家庭や地域の方々との連携を図りながら、登下校、地域での遊びや日常生活での安全についても対策を検討し、情報収集や対応のネットワークづくりに努める。
- なお、国私立の学校にあつては、本資料中、「教育委員会」とあるのは適宜「大学」あるいは、「学校法人」の事務局等と読み替えて適切に活用願いたい。

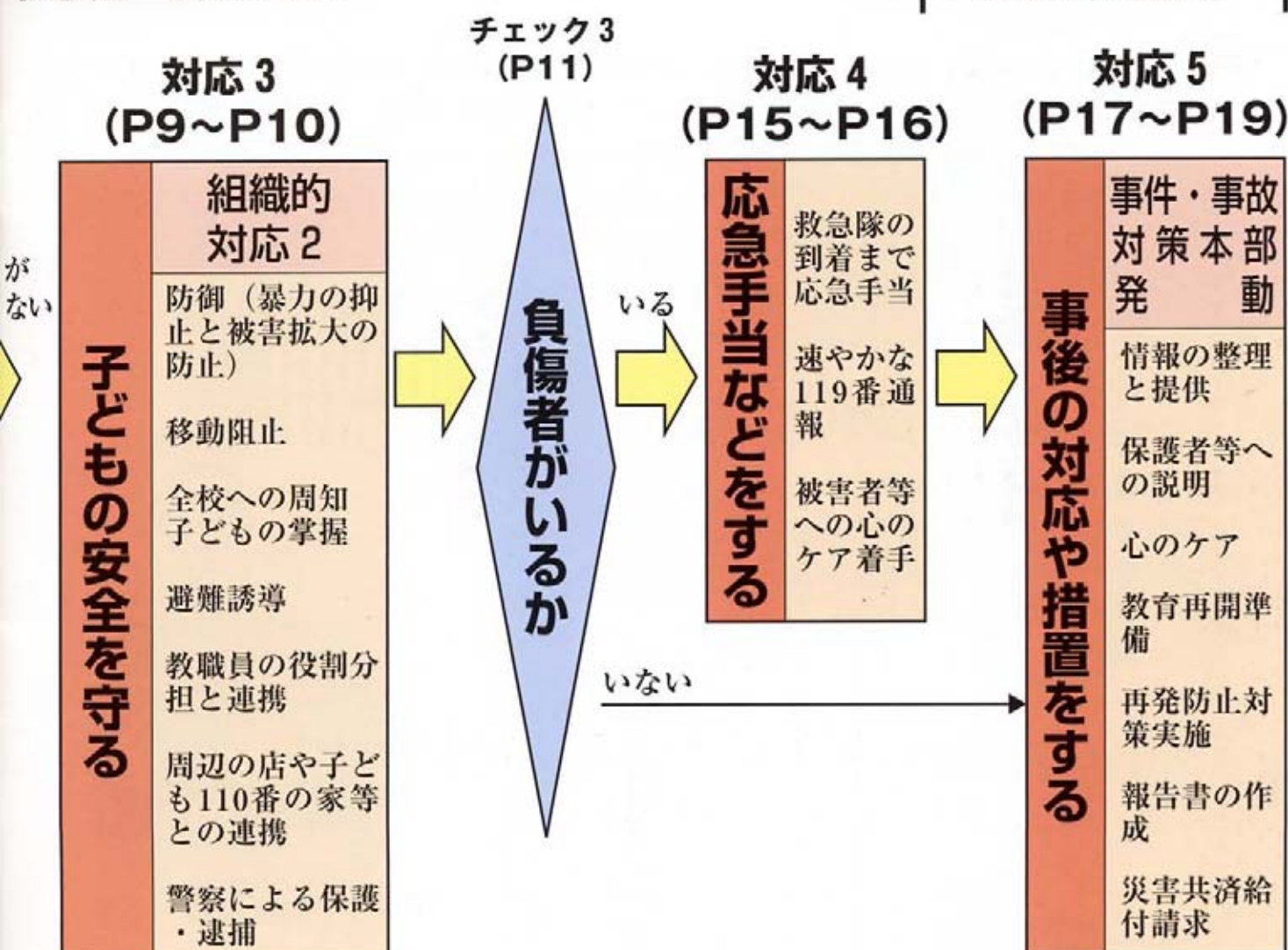
学校における不審者



児童への緊急対応の例

事態発生時の対応

事後の対応等



※状況に応じて、チェック3、対応4を並行して実施

※状況により、対応2以降、必要に応じて速やかに発動し、組織的に対応する（組織と役割分担は、平時に検討し、共通理解をしておく）。

参 考

学校における犯罪の発生状況	(P6)
チェックリストの一例	(P12~P14)
日頃からの危機管理体制の整備	(P20)
連携を図った安全対策例	(P21)
記録の重要性及び記録用紙の例	(P22~P23)
心のケア	(P24)
教職員の共通理解と訓練の重要性	(P25)
不審者侵入事件に関わる教育委員会の役割	(P26)
学校での事件・事故など緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例	(P27)
安全マップの作成	(P28)

※主な参考文献

(P29)

※作成協力者名簿

(P30)

不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。大半は、正当な理由があり、子どもに危害を加える恐れはありません。しかし、中には、正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとする者があります。本資料では、それらの者を不審者と呼びます。

学校では、子どもを犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。

なお、凶器を持ち暴力行為を働いた場合や働く恐れがある場合には、迅速に対応2（P7～8）、対応3（P9～10）に移ります。

1. 不審者かどうか見分けるポイントの例

(1) 受付を通っているかチェックする。

- ・来校者のリボン、名札等をしているか。
- ・受付を無視したり、不審な言動をしていないか。

(2) 声をかけて、用件をたずねる。

- ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
- ・保護者なら、子どもの学年・組・氏名が答えられるか。
- ・教職員に用件がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。



(3) 順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入っていないか。

(4) 凶器や不審な物を持っていないか。

(5) 不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

2. 用件が明らかで正当な場合は、受付に案内する。

- ・受付をし、名札やリボン等をつけてもらう。
- ・用件のある場所に案内する。



日頃から不審者の侵入防止のために備えておきましょう

1. 出入口は限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理する。



2. 受付を設置し、来校者をチェックする。

3. 校地、校舎内外の巡視をする。

- ・教職員
- ・ボランティア
- ・保護者
- ・地域の関係機関等

*結果を記録しておく。



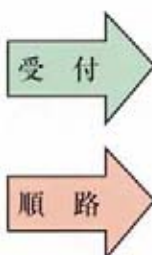
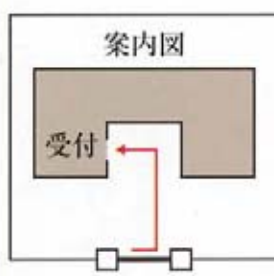
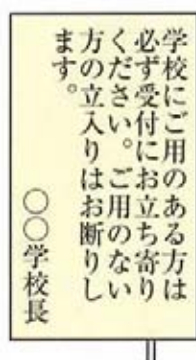
4. 学校や地域の実情に応じて、警備員を配置したり、防犯のための設備を整備したりする。



テレビドアホン



5. 入口付近に、案内の看板を設置し、入口や受付に校舎の案内や順路を示しておく。



6. 保護者や地域の関係機関等から不審者の情報が得られるようにしておく。



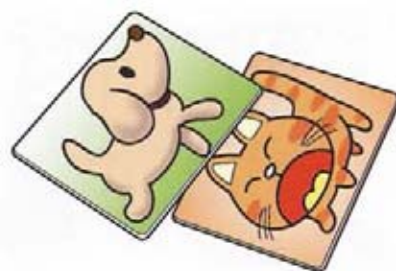
退去を求める

不審者かどうかのチェックをし、正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届ける必要があります。また、退去しない場合、再び侵入しそうになった場合には、速やかに、持ち物や暴力的な言動の有無を確かめるなど次のチェックに移ります。

(ヘルプカード)

1. 不審者侵入時の教職員の役割分担に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。

その際、不審者に知られないようなサインや暗号などを決めて知らせたり、ヘルプカードなどを活用したりする。



* 直接、「助けて」などとは書けないので、校章や風景、動植物などを適宜印刷しておき、このカードが届いたときには緊急事態発生と理解し、現場に急行できるようにあらかじめ共通理解しておく。

2. 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。

* 相手に対応するときは、身を守るために
1メートルから1.5メートル離れる。



3. 次のような場合は、不審者として、「110番」通報する。

- (1) 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
- (2) 退去の説得に応じようとしない。
- (3) 暴力的な言動をする。



4. 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。



5. 再度侵入したり、学校周辺に居つづける可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残って様子を見る。

6. 警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。



危害を加える恐れはないか

退去を求めても応じない場合には、子どもに危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する必要があります。

凶器や不自然な持ち物を持っているか、また、その恐れがあるか、暴力的な言動があるかどうかなどから、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内し、他の教職員の応援を得て、速やかに警察「110番」に通報するなどの対応を迅速に行います。

危害を加える恐れがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求めます。退去に応じない場合、あるいは、退去に一旦は応じて、再び侵入した場合には、危害を加える恐れがあると判断した場合と同様の対応を迅速に行う必要があります。このため、退去に応じた場合でも、その者が再び侵入しないか見届ける必要があります。

1. 所持品に注意する。



- (1) 凶器を所持していたら、直ちに「110番」通報する。
- (2) 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待つ。
- (3) 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

2. 言動に注意する。

- (1) 暴力を行使しようとする。
- (2) 制止を聞かず、興奮状態である。
- (3) 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っている。

※このような場合の、役割分担や協力の仕方について、あらかじめ相談し、訓練しておく。



学校における犯罪の発生状況

平成13年の全国の学校内で起きた犯罪は、過去最高の41,606件と初めて4万件を突破（データ1）し、前年の平成12年と比べると、13.7%も増加していることが警察庁の調査により分かりました。

この数字はわが国での刑法犯認知件数（データ2）の約1.5%にあたります。

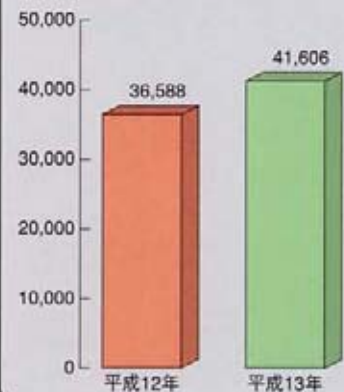
学校内も決して安全な場所とは言えなくなっている今日、改めて学校・家庭・地域が一体となって、子どもの安全を考えねばなくなっていることをこの数字は意味していると思われます。

*学校には、学校教育法第1条に掲げる学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）、同法第82条の2の専修学校及び同法第83条の各種学校のほか、その実態が幼稚園と同一視されるような保育所も含む。

*認知件数には、未遂罪や予備罪を含む。

データ1

学校における犯罪
(件) (刑法犯総数：平成12～13年)

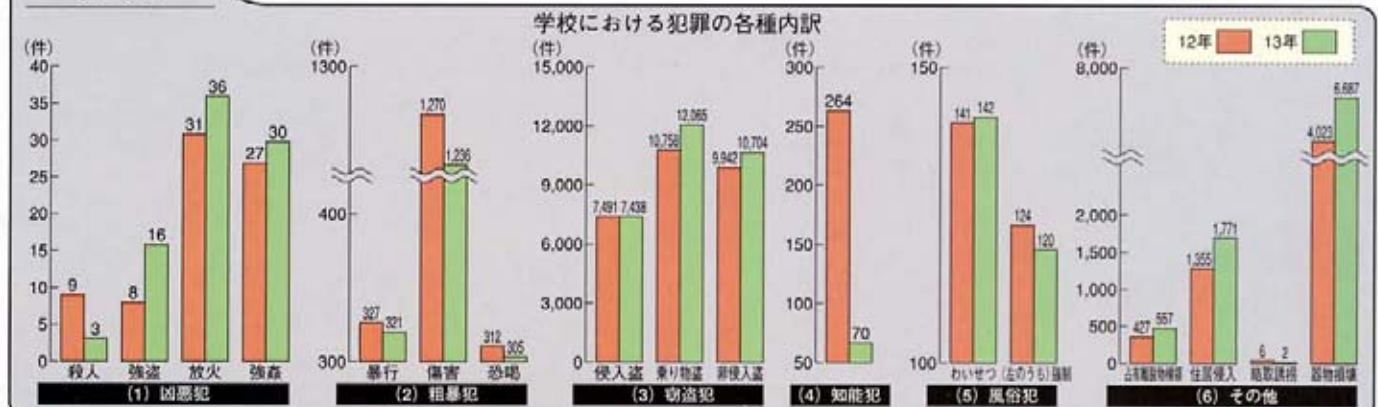


データ2



年	件数	年	件数
52	1,268,430	元	1,673,268
53	1,336,922	2	1,636,628
54	1,289,405	3	1,707,877
55	1,357,461	4	1,742,366
56	1,463,228	5	1,801,150
57	1,528,779	6	1,704,432
58	1,540,717	7	1,782,944
59	1,588,693	8	1,812,119
60	1,607,697	9	1,899,564
61	1,581,411	10	2,033,546
62	1,577,954	11	2,165,626
63	1,641,310	12	2,443,470
		13	2,735,612

データ3



※資料提供：警察庁

隔離・通報する

子どもに危害が及ぶ恐れがあるという事態では、大切な子どもの生命や安全を守るために、極めて迅速な対応が必要です。まず、丁寧かつ冷静に対応し、相手の心を落ち着かせるよう努力し、別室に案内し隔離、同時に警察「110番」への通報や教職員への緊急連絡、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。特に、暴力的な言動がある場合は、教職員自身の安全のため適当な距離をとるなどに留意しながら、暴力の抑止に努めることが必要です。隔離ができない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに、他の教職員と協力し、組織的かつ迅速に子どもの安全を守るための具体的な対応に移り、また、必要に応じて、近隣の方々や保護者等の協力を得ます。



2. 暴力行為抑止と退去の説得をする。

- ・複数の教職員で対応する。
- ・言動に注意し、間合いを取りながら説得する。



3. 警察「110番」に通報するとともに、教職員に周知する。

- ・校内放送等で教職員に周知する。

あらかじめ決めておいた文例を用いて、不審者に気付かれず、子どもがパニックに陥らないように工夫する。

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇係の先生は、〇〇へ集まってください。」

- ・校内緊急通話システム等があれば、活用する。



<避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は、〇〇室前のろうかでなく、〇〇室前の階段を使用してください。」

1. 別室に案内し、隔離する。

凶器を持っていない場合は、入口付近の応接室などあらかじめ決めておいた場所に案内し、隔離する。

あらかじめ、できるだけ出入口が1か所で、強固な扉の部屋を決めておく。

不審者は、先に奥へ案内し、対応者は身を守るために後から入口近くに位置し、直ぐに避難できるように入口の扉は、開放しておく。

他の教職員の支援や警察への通報が必要な時のサインを決めておく。

<「110番」通報の要領>

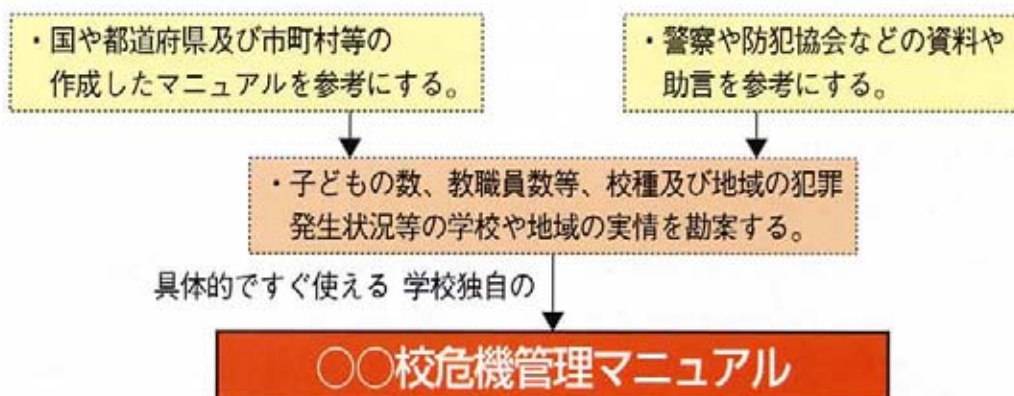
- 局番なしの「110」をダイヤル（携帯電話・PHSも同じ）
- 落ちついて、例えば「△△小学校です。男（女）が侵入して暴れています。子どもがけがをしました。直ぐにきてください。」
- その後は、質問に答える形で・通報者氏名、場所（校外の場合）、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- *「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。

4. 教育委員会に緊急連絡し、支援を要請する。

日頃からこのような事態に備えた役割分担や方法など体制を整えておきましょう

1. 学校独自の「不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成する。

子どもを守るために、日常及び緊急時に対応できるマニュアルを作成し、機能するように訓練を実施する。



2. 不審者侵入時の教職員の役割分担を明らかにしておく。

例えば、あらかじめ次のような役割を決めて、具体的な行動について訓練等で確認する。

全体指揮・外部との対応	校長、教頭
保護者等への連絡	教務主任、PTA 担当教諭
避難誘導・安全確保	学年主任、学級担任、授業担当者
不審者への対応	発見者、生徒指導主事等
応急手当・医療機関等	養護教諭、保健主事等
電話対応、記録	事務職員等
安否確認	(全体掌握) 教務主任、教頭 (学年・学級) 学級担任、学年主任 (校内外巡視) 担任外教員等

* 学校の実態に応じて例に示した以外にも必要な役割分担をする。

* 出張等で、係が不在の場合にも機能するように重複させるなどの工夫をする。

* 授業中では、自習など指導教員不在の場合は、近くの教員が把握するよう共通理解しておく。

* 授業以外では、あらかじめ担当場所を決めておき直行する。

3. 通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく。

(1) 通報

- ・警察「110番」 ・警察等との連絡システム等
- ・消防・救急「119番」
- ・教育委員会等

* 警察等との連絡システム等がある場合には、その使用方法等についても確認しておく。

(2) 緊急連絡

- ・教職員対象 ・全校対象 ・保護者対象

* 校内緊急通話システム等がある場合には、その使用方法等についても確認しておく。

* 保護者等へ迅速に連絡するため、緊急時の連絡先リストを作成するなど、情報伝達網を整備しておく。



4. 不審者を隔離するなどの具体的な対応についても訓練しておく。